



内閣府

令和8年5月22日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

「海上運送法の無許可・無登録営業の疑いに関する通報窓口」 を開設します

沖縄県名護市辺野古沖における船舶転覆事故について、今般、海上運送法の無登録営業の事案が確認されたことを受け、沖縄総合事務局では、「海上運送法の無許可・無登録営業の疑いに関する通報窓口」を設置し、無許可・無登録営業の疑いのある運送行為に係る情報収集を強化します。

1. 背景等

本年3月16日に沖縄県名護市辺野古沖で発生した船舶転覆事故を起こした2隻の船舶のうち「不屈」の船長について、海上運送法の無登録営業が確認されました。

これを受け、事業登録のない船舶による今後の事故被害を防止するため、今般、「海上運送法の無許可・無登録営業の疑いに関する通報窓口」を設置し、無許可・無登録営業の疑いのある運送行為に係る情報収集を強化します。

2. 通報窓口の概要

- 「海上運送法の無許可・無登録営業の疑いに関する通報窓口」では、海上運送法の許可を受けずに実施していると疑われる運送行為に関する通報を受け付けることとします。
- 利用者、船舶運航者の従業員等のどなたからも受け付けています。
- 通報は、スマートフォンやパソコン等から地方運輸局等のホームページに設置される指定のWEBフォームに必要事項を入力することにより行うことができます。
- 通報窓口の設置場所、連絡先、通報方法等詳細については、沖縄総合事務局のウェブページに掲載しています。
<https://www.ogb.go.jp/unyu/2344/mukyokatouroku-tsuho>
- 通報の内容を確認し、地方運輸局等の担当者から船舶運航者に対するヒアリング等を実施するほか、必要に応じて海上保安庁への情報提供を行います。

<お問合せ先>

内閣府沖縄総合事務局 運輸部 総務運航課

担当者：宇久田、池原

TEL 098-866-1836